

埼玉県消費者行政活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、身近な消費生活相談窓口の機能維持や、消費者を取り巻く環境変化に対応した消費者行政の機能強化を図る市町村の取組を支援することにより、市町村の消費者行政の充実・強化を図り、もって消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とし、それら取組を実施する市町村に対し、地方消費者行政強化交付金を財源に毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和8年2月3日付消費者庁長官決定）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付対象となる事業
- (2) 補助事業者 補助金交付対象となる市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）
- (3) 実施要領 埼玉県消費者行政活性化補助事業実施要領

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、実施要領第4に定める。なお、実施要領第2（3）に掲げる事業の型に係る対象経費は、相互間の流用をしてはならない。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対し通知するものとする。

3 第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。

ない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の市町村事業計画
- (2) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (3) 建設工事を伴う事業については工事概要を示す図面
- (4) 機械、器具を購入する事業についてはカタログ、仕様書等
- (5) その他関連書類

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の対象経費の配分の変更や補助事業の内容の変更、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨を記載した様式第3号による変更交付(中止・廃止)申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、地方消費者行政強化交付金取扱細則(令和8年2月3日付消費者庁総務課長決定)で消費者庁総務課長が定める軽微な変更のとおりとする。

3 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

4 補助金に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

5 補助金は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第1条第1項に定める目的に反して、補助金を支出し、処分し、及び担保に供してはならない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了(第7条の規定による補助事業の中止又は廃止の場合を含む)した日から15日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をした市町村は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 市町村長が規則第14条の規定による補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、第7条第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び市町村が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合その他規則で定める場合には、第6条の規定による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定通知及び返還)

第12条 規則第14条の通知の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の請求等)

第13条 補助金の交付は、概算払とする。ただし、年度途中で全ての事業が完了する場合、

精算払により交付することができる。

- 2 概算払の様式は、様式第 8 号のとおりとし、知事に提出するものとする。精算払の様式は、様式第 9 号のとおりとし、前条の確定通知を受理した後、速やかに、知事に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。

- 2 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 3 補助事業者は、規則第 19 条の規定に基づき、補助事業により取得した財産の処分について承認を受けようとする場合は、様式第 10 号の申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第 11 号の通知書を交付するものとする。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 10 年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 15 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 5 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 29 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 12 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 7 年度に交付決定した事業の取扱いについては、本改正前の要綱・実施要領、地方消費者行政強化交付金交付要綱（令和 7 年 3 月 31 日付消地協第 64 号）、令和 8 年 2 月 3 日消地協第 22 号の 1 による消費者庁長官廃止通知前の地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領（平成 30 年 3 月 28 日消教地第 74 号）及び各通知の規定によるものとする。

様式第1号（第4条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金交付申請書

第 年 月 日
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

下記により、年度埼玉県消費者行政活性化補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 千円

- 2 補助事業の実施期間
年 月 日から
年 月 日まで

- 3 補助事業の内容
別紙1及び別紙2のとおり

- 4 添付書類
 - (1) 市町村事業計画
 - (2) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - (3) 函面、カタログ、仕様書等
 - (4) その他関連書類

様式第1号（別紙1）

埼玉県消費者行政活性化補助金交付申請内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：千円

	支援メニュー	個別事業名	交付申請額
	申請項目		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計			

様式第1号（別紙2）

埼玉県消費者行政活性化補助金個別事業調書（交付申請）

1. 個別事業名		
2. 補助事業区分	支援メニュー	
	申請項目	
3. 事業経費（千円）		
4. 3のうち補助対象経費（千円）		
5. 予算措置		予算措置済み ・ 予算措置予定（ 月）
6. 事業実施予定期間		年 月 日 ～ 年 月 日
7. 事業の概要		
8. 補助対象経費の内訳		

年度埼玉県消費者行政活性化補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県消費者行政活性化補助金について、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 千円
- 2 補助事業の内容 別紙のとおり
- 3 支払方法 概算払
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に終了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。
 - (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約において

も、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(7) 補助事業者が、(1) から (6) までにより附した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) (4) において、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用

本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に規定する間接補助金に該当することから、同法の適用を受ける。

様式第2号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金交付決定内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：千円

	支援メニュー	個別事業名	交付決定額
	申請項目		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計			

様式第3号（第7条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県消費者行政活性化補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、申請します。

記

1 変更交付申請額 金 千円
（現行交付決定額 金 千円）

2 変更（中止・廃止）理由

3 変更内容
別紙のとおり

※ 変更後の内容を記載した個別事業調書（様式第1号（別紙2））を添付すること

様式第3号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）申請内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：千円

	支援メニュー	個別事業名	①現行交付決定額
	申請項目		②変更交付申請額
			③差額（②－①）
1	支援メニュー		
	申請項目		
2	支援メニュー		
	申請項目		
3	支援メニュー		
	申請項目		
4	支援メニュー		
	申請項目		
5	支援メニュー		
	申請項目		
6	支援メニュー		
	申請項目		
7	支援メニュー		
	申請項目		
8	支援メニュー		
	申請項目		
9	支援メニュー		
	申請項目		
10	支援メニュー		
	申請項目		
合計			

様式第4号（第7条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県消費者行政活性化補助金の変更（中止・廃止）については、申請のとおり承認します。
については、年 月 日付け 第 号に基づく補助金交付決定通知を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 変更後の交付決定額 金 千円
(変更前の交付決定額 金 千円)
- 2 変更後の補助事業の内容
別紙のとおり
- 3 交付条件
年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の交付条件に準ずる。

様式第4号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金変更交付（中止・廃止）決定内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：千円

	支援メニュー	個別事業名	①現行交付決定額
	申請項目		②変更交付決定額
			③差額（②－①）
1	支援メニュー		
	申請項目		
2	支援メニュー		
	申請項目		
3	支援メニュー		
	申請項目		
4	支援メニュー		
	申請項目		
5	支援メニュー		
	申請項目		
6	支援メニュー		
	申請項目		
7	支援メニュー		
	申請項目		
8	支援メニュー		
	申請項目		
9	支援メニュー		
	申請項目		
10	支援メニュー		
	申請項目		
合計			

様式第5号（第9条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度埼玉県消費者行政活性化補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費金 円
（交付決定額金 円）
- 2 補助事業の実施期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 3 補助事業の実績に関する事項
別紙1及び別紙2のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
 - (2) 補助事業に係る支出証拠書類の写し
 - (3) 事業の成果を証する書類又は写真
 - (4) その他関連書類

様式第5号（別紙1）

埼玉県消費者行政活性化補助金実績内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	支援メニュー	個別事業名	①現行交付決定額
	申請項目		②補助事業に要した経費
			③差額（①－②）
1	支援メニュー		
	申請項目		
2	支援メニュー		
	申請項目		
3	支援メニュー		
	申請項目		
4	支援メニュー		
	申請項目		
5	支援メニュー		
	申請項目		
6	支援メニュー		
	申請項目		
7	支援メニュー		
	申請項目		
8	支援メニュー		
	申請項目		
9	支援メニュー		
	申請項目		
10	支援メニュー		
	申請項目		
合計			

様式第5号（別紙2）

埼玉県消費者行政活性化補助金個別事業調書（実績報告）

1. 個別事業名		
2. 補助事業区分	支援メニュー	
	申請項目	
3. 事業経費（円）		
4. 3のうち 補助事業に要した経費（円）		
5. 事業実施期間		年 月 日 ～ 年 月 日
6. 事業の概要		
7. 補助事業に要した経費の内訳		

様式第6号（第10条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定をした 年度埼玉県消費者行政活性化補助金について、埼玉県消費者行政活性化補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定による補助金の額の額定額
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円
- 5 添付書類
上記の各項目が分かる資料様式

様式第7号（第12条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金確定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定をした 年度埼玉県消費者行政活性化補助金については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- 1 確定額 金 円
- 2 補助事業の内容 別紙のとおり

様式第7号（別紙）

埼玉県消費者行政活性化補助金確定内訳

市町村（一部事務組合・広域連合）名

単位：円

	支援メニュー	個別事業名	確定額
	申請項目		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計			

様式第8号（第13条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金概算払請求書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた 年度埼玉県消費者行政活性化補助金の概算払について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

【債権者コード】

【振込先】

金融機関名：
支店名：
口座名義（漢字）：
口座名義（カナ）：
口座種別：
口座番号：

【本件責任者】

氏名：
連絡先：

【担当者】

氏名：
連絡先：

様式第9号（第13条関係）

年度埼玉県消費者行政活性化補助金精算払請求書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で確定の通知を受けた 年度埼玉
県消費者行政活性化補助金の支払いについて、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

【債権者コード】

【本件責任者】

【振込先】

氏名：

連絡先：

金融機関名：

支店名：

【担当者】

口座名義（漢字）：

氏名：

口座名義（カナ）：

連絡先：

口座種別：

口座番号：

様式第10号（第14条関係）

埼玉県消費者行政活性化補助金財産処分承認申請書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者職氏名

年度埼玉県消費者行政活性化補助金で取得した財産を下記のとおり（目的使用・譲渡・交換・貸付・担保に供）したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条に規定する承認を受けたく申請します。

記

- 1 個別事業名
- 2 補助事業区分
- 3 事業の概要及び補助金額
- 4 処分する財産
- 5 処分方法及び処分後の措置
- 6 処分の理由

様式第11号（第14条関係）

埼玉県消費者行政活性化補助金財産処分承認通知書

第 年 月 日
第 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった
行政活性化補助金で取得した財産の処分について、承認します。

年度埼玉県消費者

記

- 1 個別事業名
- 2 補助事業区分
- 3 事業の概要及び補助金額
- 4 処分する財産
- 5 処分方法及び処分後の措置